

中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内



令和7年12月1日

中四国ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医科

No.	取扱い	根拠	備考
1	廃用症候群リハビリテーション料の算定については、評価表における記載事項から判断し、通知上の数値を超えるものに対しての算定は、認められない。	廃用症候群リハビリテーション料の対象患者は、「急性疾患等に伴う安静(治療の有無を問わない。)による廃用症候群であって、一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来たしている。」ものであること。「一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているもの」とは、治療開始時において、FIM115以下、BI85以下の状態等のものをいう。」と通知されている。評価表における記載事項から、通知上の数値を超える場合の廃用症候群リハビリテーション料の算定は、認められない。	適用診療月 令和8年3月1日

本件に関する問合せ先
中四国審査事務センター
外科・混合審査室 外科審査課(TEL:082-576-8388)